

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月20日

【会社名】 株式会社インテージ

【英訳名】 INTAGE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮首 賢治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル

【電話番号】 03-5294-0111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務IR部長 池谷 憲司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル

【電話番号】 03-5294-0111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務IR部長 池谷 憲司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社が営む一切の事業（株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に係る事業を除く。）を会社分割により、当社の100%子会社である株式会社インテージ分割準備会社（平成25年10月1日付で「株式会社インテージ」に商号変更予定。以下、「承継会社」という）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社インテージ分割準備会社
本店の所在地	東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
代表者の氏名	代表取締役社長 石塚 純晃
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	市場調査・コンサルティング事業、システムソリューション事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

承継会社は、平成25年4月1日に設立されており、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社インテージ	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	承継会社は当社100%出資の子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は第10次中期経営計画で「“NEXT50”へのテイクオフ 危機を乗り越え成長軌道への離陸を果たそう」を当社グループの基本方針とし、中期経営計画実現のために「モバイル」「グローバル」「ヘルスケア」をキーワードに、事業に取り組んでまいりました。

今後、当社グループを取り巻く環境変化に対応し、更なる企業価値向上を図るためには、各事業部門および各事業会社の権限と責任の明確化や専門性の追求により、当社グループのガバナンスおよび事業基盤の強化を図るとともに、当社グループ全体の成長を見据えた新たな経営体制の確立が急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は持株会社制への移行により、持株会社が当社グループの戦略立案機能に特化し、当社グループの全体最適と各事業会社の個別最適の調和、成長分野への資源配分の最適化を図るとともに、各事業会社間のコラボレーション、人財の育成・交流、グループ共通業務の集約化・効率化等を促進し、企業価値の向上を目指します。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社インテージ分割準備会社を承継会社とするいわゆる物的吸収分割です。

吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日 (当社および承継会社)	平成25年5月20日
吸収分割契約締結日	平成25年5月20日
吸収分割承認株主総会 (当社および承継会社)	平成25年6月21日(予定)
吸収分割効力発生日	平成25年10月1日(予定)

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、承継会社は普通株式1,000株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

その他の吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年5月20日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社インテージ（住所：東京都千代田区神田練堀町3番地インテージ秋葉原ビル、以下「甲」という。）と株式会社インテージ分割準備会社（住所：東京都千代田区神田練堀町3番地インテージ秋葉原ビル、以下「乙」という。）とは、甲がグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（乙が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙は、効力発生日において、甲より、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項にかかわらず、本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。

第2条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,000株を発行し、第1条第1項に定める権利義務に代わり、その全てを甲に交付する。

第3条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙が本件分割に際して、増加すべき資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1） 資本金 440,000,000円
- （2） 資本準備金 3,300,000,000円
- （3） 利益準備金 0円

第4条（株主総会の承認）

甲及び乙は、平成25年6月21日にそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年10月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、株式会社インテージホールディングスに、乙は、株式会社インテージに、それぞれ商号変更をするものとする。

第7条（移転手續）

1. 乙が承継する財産の権利移転に関して、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、甲乙協力してその手續を行う。

2. 前項の手續に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降も、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第10条（本件分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第4条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月20日

甲 東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル
株式会社インテージ
代表取締役社長 宮首 賢治 印

乙 東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル
株式会社インテージ分割準備会社
代表取締役社長 石塚 純晃 印

別紙「承継権利義務明細表」

本件分割において乙が甲から承継する権利義務は、以下に記載する資産、負債、契約関係及びこれらに付随する権利義務とする。

1. 承継する資産

本件分割の効力発生日において甲が本件事業に関して保有する以下の資産。

(1) 動産等

棚卸資産

器具備品（但し、甲の関係会社の共有資産に係るものを除く。）

ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定

リース資産（但し、甲の関係会社の共有資産に係るものを除く。）

その他、会計帳簿に記載されない消耗品等

(2) 金銭債権

売掛金及び受取手形

短期貸付金

未収入金（但し、ネットワーク使用料及び関係会社の共有資産に係るものを除く。）

仮払金

立替金

(3) 有価証券等

関係会社株式（株式会社インテージリサーチ）

投資有価証券（但し、甲の政策保有株式を除く。）

(4) その他の資産

繰延税金資産、長期繰延税金資産

前渡金、前払費用、長期前払費用

差入保証金（但し、インテージ秋葉原ビル等グループ共有のものを除く。）

前払年金費用

(5) 不動産

建物附属設備、リース資産（但し、甲の関係会社共有資産に係るものを除く。）

2. 承継する負債

本件分割の効力発生日において甲が本件事業に関して負担する以下の債務。

- (1) 買掛金
- (2) 短期リース債務（但し、リース資産区分に準じ甲に係るものを除く。）
- (3) 未払金
- (4) 未払費用
- (5) 前受金
- (6) 預り金
- (7) 未払消費税等
- (8) 賞与引当金
- (9) ポイント引当金
- (10) 長期リース債務
- (11) 退職給付引当金
- (12) 繰延税金負債（但し、上場有価証券に係る繰延税金負債に係るものを除く。）

3. 承継する知的財産権

特許権及び商標権（但し、甲の関係会社共有資産に係るものを除く。）。

4. 承継する契約上の地位等

本件事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引続き保有する必要のあるものを除く。

5. 承継する雇用契約等

甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

6. 承継する許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、甲が引続き保有する必要があるものを除く。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、承継会社と当社が協議のうえ、割当て株式数を決定しました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社インテージ（株式会社インテージ分割準備会社より商号変更）
本店の所在地	東京都千代田区神田練塀町3番地 インテージ秋葉原ビル
代表者の氏名	代表取締役社長 石塚 純晃
資本金の額	450百万円
純資産の額	3,772百万円
総資産の額	7,060百万円
事業の内容	市場調査・コンサルティング事業、システムソリューション事業

上記純資産の額及び総資産の額は、平成25年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の金額は、上記金額とは異なる可能性があります。

以上